

令和6年6月3日
四国中央市

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、四国中央市外の民間企業や公的機関等で活躍した経験・資格を持ち、その培った豊かな経験を活かし、市行政の課題解決及び変革への対応、組織活性化に貢献できる即戦力としての人材を市職員として公募するため、次の職種及び試験区分について行います。

この実施要綱は、（後期C日程）採用試験のものです。各職種（上級）、各職種（中級）及び各職種（初級）については、別途公表する（前期A日程、前期B日程又は後期D日程）四国中央市職員採用試験実施要綱をご確認ください。前期B日程又は後期C日程採用試験のいずれか1つについてのみ受験できます。

職 種	試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務職	上級	3人程度	市役所又は出先機関に勤務し、一般事務等に従事する。
	中級	1人程度	
	初級	1人程度	
技術職（土木）	上級	若干人	市役所又は出先機関に勤務し、技術的業務その他一般事務に従事する。
	中級	若干人	
技術職（建築）	上級	若干人	

2. 受験資格

次の（1）から（4）までの要件を全て満たす者

（1）日本国籍を有する者

（2）地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）次に該当する者

職 種	試験区分	学 歴 資 格 等
一般事務職	上級	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業し、四国中央市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関において、職務経験が直近7年中5年以上ある者。

	中級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）を卒業し、四国中央市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関において、職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある者（学校教育法による 4 年制大学を卒業した者及び令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの者を除く。）
	初級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、高等学校を卒業し、四国中央市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関において、職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある者（学校教育法による 4 年制大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）を卒業した者及び令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの者を除く。）
技術職（土木）	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による 4 年制大学（大学院）を卒業し、四国中央市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関において、土木事業（計画、設計、積算、施工管理等）に関する職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある者
	中級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門学校）を卒業し、四国中央市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関において、土木事業（計画、設計、積算、施工管理等）に関する職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある者（学校教育法による 4 年制大学を卒業した者及び令和 7 年 3 月末までに卒業見込みの者を除く。）
技術職（建築）	上級	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、1 級建築士の資格を有し、かつ、四国中央市外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関において、建築事業に関する職務経験が直近 7 年中 5 年以上ある者

（4）令和 6 年 5 月 1 日現在、四国中央市外に在住の者で、採用後市内に居住可能な者

※注 職務経験について

- ① 職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として一事業所においておおむね週 30 時間以上の勤務時間で 6 月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ② 複数の実務経験がある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみ通算できます。また、雇用契約等の期間が 6 月未満であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、引き続き同一の職務に継続して従事した場合において合算して 6 月となる場合は、その期間を通算することができます。
- ③ 休暇、休業、退職等のため、連続して 1 月以上職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、実務経験に通算できません。
- ④ 実務経験は、月単位で算定します。期間が 1 月未満の月については、15 日以上は 1 月とし、14 日以下は切り捨てることとします。
- ⑤ 試験合格決定後、実務経験年数を確認するため、証明書を提出していただきます（証明書が取得できない場合は、不採用になりますので注意してください。）。

⑥ 「直近7年」とは、平成29年4月1日から令和6年3月31日までです。

3. 試験日・試験場所及び合格発表

区分	試験日	場所	合格発表
事前審査	申込時に提出されたエントリーシートにより審査を行います。		令和6年9月上旬に合否の通知をするとともに、市役所掲示場に合格者の受験番号を公告します。
第1次試験	令和6年9月22日(日)	四国中央市役所 401会議室	令和6年10月中旬に合否の通知をするとともに、市役所掲示場に合格者の受験番号を公告します。
第2次試験	令和6年10月下旬頃の予定（詳細は、第1次試験合格者に通知します。）		

※注1 第1次試験の詳細は、事前審査の合格者に通知します。

※注2 第2次試験の日時は、別途指定します。

4. 採用試験の方法

(1) 事前審査

ア. エントリーシート審査

申込時に提出されたエントリーシートにより、審査を行います。

(2) 第1次試験（詳細は、事前審査合格者にお知らせします。）

ア. 性格検査（WEB方式にてあらかじめ受けていただきます。）

イ. PRシート作成（第1次試験までに提出していただきます。）

ウ. 面接試験（個人面接試験）

エ. ケース記述試験（全試験区分）

与えられた状況設定（ケース）に対して、問題解決力、文章による表現力等についての筆記試験を行います。

(3) 第2次試験（詳細は、第1次試験合格者にお知らせします。）

ア. 面接試験（個人面接試験）

5. 受験手続

(1) 採用試験実施要綱の請求

令和6年6月3日（月）から四国中央市役所総務部人事課（市役所5階。以下「人事課」という。）及び各市民窓口センター受付でお渡しします。また、**四国中央市公式ホームページからのダウンロードも可能**です。

(2) 申込手続

インターネットによる申込みとします。申込手順は事前登録と本登録の2段階方式です。詳細については、別紙「【後期各日程】四国中央市職員採用試験インターネット申込利用案内」をご確認ください。

6. 受付期間

令和6年6月10日（月）10時00分から8月19日（月）23時59分まで

7. 合格・採用

この試験の最終合格者は、令和7年4月1日付けで四国中央市職員として採用されることとなりますが、次の事項に該当する場合には合格を取り消します。

- (1) 申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合
- (2) 所定の期日までに必要な職務経験に達していない場合（証明書が取得できない場合を含む。）
- (3) 採用までに市職員採用内定者として不適切又は欠格条項に該当する事実が判明した場合

8. 給 与

給与は、四国中央市職員の給与に関する条例等の規定により支給され、該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

令和6年4月1日現在の初任給は、上級（大学卒）196,200円、中級（短期大学、専門学校等卒）179,100円、初級166,600円を基準として、職歴等に応じて一定の調整加算があります。

9. その他（問合せ／請求／照会）

受験手続その他不明な点は人事課に問合せください。また、本試験に関して内容の変更や追加等のお知らせがある場合は、下記ホームページに随時掲載しますので、受験前に必ずご確認ください。

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL 0896-28-6004（人事課研修厚生係）

ホームページ

URL: <https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/life/6/28/119/>

Eメールアドレス: kensyu@city.shikokuchuo.ehime.jp